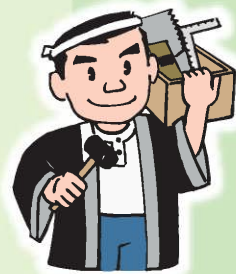


千葉県産業 復興相談センター のご案内

二重ローン、事業の復旧・復興で
お悩みの方、ぜひご相談下さい！

※お問い合わせ先は裏面をご覧ください



当センターでは、被災からの復旧・復興を目指す事業者の皆さまの資金繰りや事業計画の策定などの相談を受け付け、お力になれるよう、最大限努力してまいります。

千葉県産業復興相談センターのご紹介

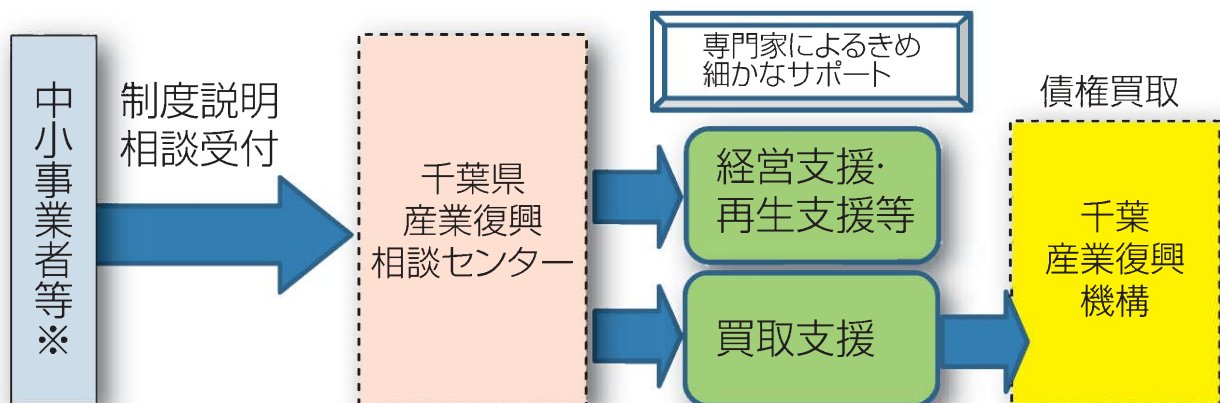
「千葉県産業復興相談センター」は、東日本大震災により甚大な被害を受けた事業者の事業の再開や事業再生を支援するために設置された公正中立な公的機関です。

千葉商工会議所の千葉県中小企業再生支援協議会が設置主体となり、専門家がワンストップ窓口で相談を受け付けます。また、センターのスタッフは随時、沿岸部の商工会議所等に出張し、制度説明、相談の受付を行いますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

<センターの支援内容>

当センターでは面談や受領資料を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細かなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等の債権買取を支援しております。

当センターの活用イメージ



※個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全ての事業者(ただし、大企業は除く。)

もっと知りたい 「千葉県産業復興相談センター」

—皆さんの疑問にお答えします—

Q1

センターでは、どのような支援を受けられるのですか？

A1

早期事業再開に向けたアドバイスや幅広いサポートを行います（原則として無料です）。主な内容は次の通りです。

- ①信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内
- ②外部専門家や関係支援機関のご紹介
- ③事業計画の策定支援
- ④産業復興機構による債権買取の支援

Q2

債権買取支援とはどのような支援ですか？

A2

例えば、設備等が流出して新設が必要な場合等、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている事業者について、金融機関と調整等の上、産業復興機構が債権の買取を行い、元金・金利の返済を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくする支援です。

Q3

産業復興機構に買い取られた債権はどうなるのですか？

A3

元金・金利の返済が一定期間凍結されます。更に、業績の回復後、事業者の業況（返済可能な金額等）を確認したうえで、産業復興機構は債権の一部を放棄し、残りの債権を地域金融機関等へ売却等を行います。なお、債務免除が約束されているわけではありません。事業の復旧・復興を実現していただくことが重要となります。

Q4

相談内容が外部に知られることはありませんか？

A4

ご対応させていただく専門家は守秘義務を負っており、みなさまのプライバシーはもちろん、企業の機密情報やノウハウなどのような情報についても、秘密が守られますので安心してご相談下さい。



千葉県産業復興相談センター

〒260-0013 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13館
TEL.043-215-8790 FAX.043-215-8791